

県内調達に関する特記仕様書

1. 請負者は、下請負金額及び下請回数にかかわらず、下請契約を締結する場合には、当該契約先として県内に本社、本店を有する建設業者とするよう努めなければならない。
2. 請負者は、工事資材調達に際し、県産品建設資材及び県内調達資材の優先使用に努めなければならない。

なお、県産品建設資材とは以下いずれかに該当するものをいう。

- (1) 県内に主たる事務所を置き製造業を営む企業、組合等の建設資材または製品等。
- (2) 県内で最終工程が施されている建設資材または製品等。
- (3) 県内で伐採・加工された間伐材や木製品など紀州材。
- (4) 県内で生産された素材が過半数を占める建設資材または製品等。

県内調達資材とは以下に該当するものをいう。

県産品建設資材で調達できない、もしくは仕様書中の「単価表」「使用資材一覧表」等（以下「単価表等」）に『県産品建設資材』又は『県産品の「和歌山県認定リサイクル製品」』と記載の無いものであって、**県内に本社、本店のある代理店等から調達したもの。**

3. 請負者は、以下に該当する場合は、理由を明記した調達調書を提出しなければならない。

- (1) 県内に本社、本店を有しない建設業者と下請契約を締結。
(2次下請以降も全て)
- (2) 設計図書に明記された工事材料に県産品建設資材及び県内調達資材以外を使用。（設計図書に明記されていない資材については除く）

4. 本工事に用いる資材について、仕様書中の「単価表」「使用資材一覧表」等（以下「単価表等」）に『県産品建設資材』又は『県産品の「和歌山県認定リサイクル製品」』と記載のあるものについては、同製品の中から選定し使用するものとする。ただし、該当する認定製品が1社のみとなる場合及び入手困難等、請負者の責によらない真にやむを得ない場合は監督員と協議の上、他の同等の製品に設計変更する事が出来る。

また、「単価表等」に記載のない資材についても、「県産品建設資材」及び県産品の「和歌山県認定リサイクル製品」の使用に努めること。（なお、この場合は工事成績評価の際に加点評価されます。）